

## キャッシュレス端末連動セミセルフPOSレジ導入業務の募集について（実施要領）

### 1 業務名

令和7年度 国補 キャッシュレス端末連動セミセルフ POS レジ導入業務

### 2 業務の目的

近年、キャッシュレス決済率の向上に関して、町業務においても町民の利便性向上と、職員の業務効率化に資するため、キャッシュレス決済端末の導入とそれに連動する POS レジの導入をすすめます。

これに関して、役場本庁舎内にキャッシュレス決済連動セミセルフ POS レジ導入を実施するために必要な手続きの委託、機器の設定、設置および使用方法の教育等をする。

- (1) キャッシュレス決済端末3台の納入および指定代行納付者の指定
- (2) セミセルフ POS レジ2台およびキャッシュドロー付き POS レジ1台の納入
- (3) 上記の機器の設定、設置および通信回線の整備
- (4) その他、本稼働に必要な職員への操作研修等

### 3 業務内容及び選定方法

#### (1) 業務内容

別添仕様書によります。

#### (2) 業務受注予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定します。

### 4 スケジュール

| 内 容             | 期 間                        |
|-----------------|----------------------------|
| 参加申込書提出期間       | 令和7年9月8日（月）から令和7年9月17日（水）  |
| 質問受付期間          | 令和7年9月8日（月）から令和7年9月17日（水）  |
| 質問書の回答期間        | 令和7年9月18日（木）               |
| 企画提案書の提出        | 令和7年9月19日（金）から令和7年10月3日（金） |
| 1次選定（書類審査）      | 令和7年10月7日（火）               |
| 2次選定（プレゼンテーション） | 令和7年10月15日（水）午後2時から        |
| 選定結果の通知         | 令和7年10月下旬頃の予定              |

### 5 履行期間

契約日の翌日から令和8年2月28日まで

### 6 業務想定金額

上限7, 114千円（税込）とします。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、見積比較において使用するものであり、企画内容の規模を示すためのものであることを留意願います。

※参考見積書の金額が業務想定金額を超過した場合は失格とします。

## 7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
  - ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者
  - エ 破産法（昭和16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
  - オ 銀行取引停止処分がなされていない者会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けているものを除く。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) プロポーザル参加の申請に当たり提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) キャッシュレス決済端末連動セミセルフPOSレジ等導入業務を地方自治体との間で契約締結した実績を有していること。

## 8 参加申し込み

「7 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出願います。なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けませんので留意願います。

### (1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

※類似事業を企画運営した実績について、契約書の写し、その企画内容や成果がわかる資料を添付すること。

エ 誓約書(様式4)

オ 事業所所在地の納税証明書(法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税)。

※納税証明書については、3ヶ月以内に発行したもので、原本、写しどちらでも可

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出方法

電子メール、持参または郵送等により提出してください。電子メールの場合、件名は「キャッシュレス端末連動セミセルフPOSレジ導入業務プロポーザル参加申し込み」としてください。持参の場合は、事前に電話連絡してください。郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認願います。

(4) 提出期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月17日（水）までです。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの時間帯をお願いします。

(5) 提出先

御代田町総務課情報防災係

〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

TEL:0267-32-3111（内線217）

E-mail : jouhou@town.miyota.nagano.jp

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和7年9月18日（木）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知します。

(7) 質問等

参加申し込み及び業務の内容等に関する質問等については、「8 参加申し込み」の「(5)提出先」のメールアドレスにおいて、令和7年9月17日（水）まで受け付けます。なお、質問は参加申込者からのみ受け付けるものとし、質問等に対する回答は、令和7年9月18日（木）に電子メールで参加申込者全員に回答します。

## 9 企画提案

「キャッシュレス決済端末連動セミセルフPOSレジ等導入業務仕様書」の業務内容を踏まえ、下記の要領で企画提案書を提出願います。なお、提出された書類は返却できません。また、提出期限内においては、企画提案書等の修正または変更は可能です。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・キャッシュレス端末連動セミセルフPOSレジ導入業務に関する基本的な考え方を示し、「キャッシュレス端末連動セミセルフPOSレジ導入業務仕様書」を踏まえて企画提案書を作成してください。
- ・規格は、A4版・横書き・文字サイズ10.5ポイント以上・両面印刷で30ページ以内を原則とします。
- ・1社1案として、PRしたいポイントや提案趣旨、目標などを、簡潔にわかりやすく記載してください。提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないように注意してください。

イ 工程表（任意様式）

業務スケジュールと、企画提案者と御代田町の役割分担をA4版で記入してください

い。

ウ 実施体制調書（様式5）

エ 見積書（任意様式）

A4版で、業務名と金額（税込み）、積算内訳を記入してください。「6 業務想定金額」及び仕様書内「4 業務内容」に注意の上で記入してください。

(2) 提出部数

ア～エまでを1部として整理し、企画提案者名が記載された書類一式を1部、企画提案者名が記載されていない書類一式を7部提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送等で書類一式を提出してください。また、書類一式のデータを電子メールにて提出してください。

(4) 提出期限

令和7年9月19日（金）から令和7年10月3日（金）までです。持参は、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に願います。なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(5) 提出先

「8 参加申し込み」の「(5) 提出先」と同様です。

10 審査方法

業務受注予定者の選定は、「キャッシュレス端末連動セミセルフPOSレジ導入業務プロポーザル審査委員会」の審査において、次により決定します。なお、審査は非公開とします。

(1) 1次選定（書類審査）

企画提案書等の提出書類の内容により上位4社を選考します。ただし企画提案書の提出が4社に満たない場合は、1次選定を省略します。

実施予定日：令和7年10月7日（火）

1次選定の結果については、電子メールにより通知します。

(2) 2次選定

1次選定から選考された者に対し、2次選定を行います。

ア 企画提案のプレゼンテーションを「11 プレゼンテーション」により行います。

イ プレゼンテーションの内容を評価し、「御代田町キャッシュレス端末連動セミセルフPOSレジ導入業務プロポーザル審査基準」に基づき審査します。

ウ 「御代田町キャッシュレス端末連動セミセルフPOSレジ導入業務プロポーザル審査基準」の評価点が最も高い企画提案者を、業務受注予定者として選定します。

エ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、「御代田町キャッシュレス端末連動セミセルフPOSレジ導入業務プロポーザル審査委員会」の議決により、業務受注予定者を決定します。

(3) 審査基準

「御代田町キャッシュレス端末連動セミセルフPOSレジ導入業務プロポーザル審査基準」に基づき、下記の配点で審査します。

(4) 審査方法

審査は審査員が実施し、下表アの評価基準及び採点基準に基づき評価、採点し、合計点で最も高かった事業者を業務委託候補者とし、次の順位の事業者を次点業務委託候補者とする。最高得点が同点の場合は、審査員の協議により決定する。

(5) 企画提案書を特定するための評価基準

ア 企画提案書は、次の基準に基づいて特定される。

| 評価項目    | 評価事項                         | 評価基準  | 配点 |
|---------|------------------------------|---|----|
| 業務実績    | 事業者の業務実績等                    | 他自治体においての導入実績があり、住民の利便性向上と職員の業務効率化に資する結果が出ているか                        | 20 |
| テーマ1    | 業務実施体制                       | 本業務に必要な知見も持つ者がおり、充実した組織体制か。   | 10 |
|         | 業務実施方針                       | 本業務の背景・目的を十分理解しているか。業務の目的に合う具体的な実施方針が示されているか。                         | 10 |
| テーマ2    | 業務実施手順、業務スケジュール、業務進捗管理方法について | 期間内に望ましい成果を上げることができる実現可能な実施手順、スケジュールになっているか。また、的確な進捗管理がなされる方法の提案であるか。 | 10 |
| テーマ3    | 決済方法の多様性                     | キャッシュレス決済の普及状況などを考慮し、豊富な決済種別を有しているか。                                  | 10 |
| テーマ4    | サポート体制                       | システム障害や機器故障時の対応、サポートが充実しているか。   | 10 |
| 総合評価    | 全体提案・その他                     | ・総合的な視点における優れた提案がなされており、意気込みが感じられるプレゼンか。                              | 30 |
| 評点の合計結果 |                              | ／100点   |    |

イ 採点基準

| A      | B       | C      | D       | E     |
|--------|---------|--------|---------|-------|
| 優れている  | やや優れている | 普通     | やや劣っている | 劣っている |
| 配点×1.0 | 配点×0.75 | 配点×0.5 | 配点×0.25 | 配点×0  |

(6) 選定結果の通知

選定結果を電子メールにより通知します。なお、選定に関する異議等は一切受け付けません。

11 プレゼンテーション

(1) 実施日時（予定）

令和7年10月15日（水）午後2時から

(2) 実施場所（予定）

御代田町役場 2 F 庁議室

(3) 実施時間

1 企画提案者につき30分以内とし、概ねプレゼンテーションを25分以内、質疑応答を5分以内とします。

(4) プレゼンテーションの方法

「9 企画提案」の「(1) 提出書類」に沿って、わかりやすく簡潔に説明願います。プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとします。提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めません。なお、プレゼンテーションは非公開とします。

12 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「7 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、「御代田町キャッシュレス端末連動セミセルフPOSレジ導入業務プロポーザル審査委員会」が失格と認めた場合
- (6) 見積書の見積金額が「6 業務想定金額」の範囲を超えている場合

13 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

14 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合があります。その場合においては、プロポーザルに要した経費を御代田町に請求できません。

15 契約について

プロポーザルの審査結果に基づき、御代田町は決定した業務受注予定者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結します。

16 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

御代田町総務課情報防災係

〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

TEL:0267-32-3111（内線217）

E-mail : jouhou@town.miyota.nagano.jp

## 17 その他

このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、御代田町情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があります。